

地域医療を担う医師の確保にかかる協力協定書

本県の医師数は増加しているものの、中山間地域等の医師数は減少しており、地域の医療提供体制の確保は喫緊の課題となっています。このような中、本県においては、平成23年7月に財団法人広島県地域保健医療推進機構を設立して医師確保に取り組むとともに、本年1月からは、広島県新地域医療再生計画に基づき、広島大学大学院生による中山間地域への診療支援体制を構築するなど、地域医療の確保に努めているところです。

これらの取組を、より一層実効性のあるものとするため、私たちは、地域医療を担う医師の確保や定着支援に協力して取り組むこととし、ここに協定を締結します。

- 一 広島県は、広域的あるいは短期的・中長期的といったあらゆる視点からの医師確保対策や、限られた医療資源を活用した医療提供体制づくりを進めます。
- 一 広島県医師会は、各地区医師会等と連携・協力し、住民が安心して暮らせる地域医療の確保に努めます。
- 一 広島大学は、広島県内唯一の医師・歯科医師育成機関として、地域医療を担う人材を養成するとともに、医療人の広島県下適正配置に努めます。
- 一 市町は、地域の医療が継続して提供されるよう、医師が安心して診療できる環境の整備や住民の理解と協力を得るための体制づくりに取り組みます。
- 一 広島県地域保健医療推進機構は、地域医療を担う医師の確保、定着支援等に取り組みます。
- 一 この協定の目的を達成するため、全体及び個々の間で定期的に協議の場を設けるなど、一層の連携に努めます。

平成24年2月29日

広島県知事

湯崎英彦

社団法人広島県医師会会長

石井静照

広島大学学長

浅原利正

広島県市長会会長

五藤康之

広島県町村会会長

吉田隆行

財団法人広島県地域保健医療推進機構会長

松浦晃一郎